

(株)橋本製作所 行動計画

従業員の過労死や重大事故の発生を未然に防ぐことはもちろん、その能力を最大限発揮することができるように長時間労働の是正を行い、労働環境の整備を行うために次のように行動計画を策定する。

また、ワークライフバランスの実現に向け、すべての社員が積極的に育児に参加できるよう、育児休業、育児休暇の取得を推進する。

1. 計画期間 2022年4月1日 ～ 2025年3月31日 の3年間

2. 内容

目標 1-1: 毎月の所定外労働の取りまとめを行い、本人や所属長へ注意を促す。
また、著しく長時間労働を行っている従業員に対して産業医による面談実施する。
目標 1-2: 前回計画期間に実施した対策及び改善効果を取りまとめ、現状の労働環境を分析し、生産性の向上に努める。

<対策>

- 2022年4月 ～ 前回実施期間の結果を取りまとめ、労働環境の分析を行う
- 2023年4月 ～ 役員会で業務内容の見直し、改善案の検討開始
- 2024年4月 ～ 改善案の実施、及び社員への周知

目標 2: 2025年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均6日以上とする

<対策>

- 2022年4月 ～ 年次有給の取得状況について事態を把握
- 2023年4月 ～ 役員会にて検討の開始
- 2024年4月 ～ 計画的年次有給休暇予定表の掲示や、取得状況の取りまとめ結果より取得促進を行う。

目標 3: ワークライフバランスの充実に向けた取り組みの一環として、2025年3月までに育児休業取得率を女性75%、男性10%を目指す。
また、テレワークや在宅勤務等の導入も検討する。

<対策>

- 2022年4月 ～ 役員、管理職、所属長に対し教育を実施し、育児休業への理解を深める。
- 2023年4月 ～ 育児休業、育児休暇の取得を推進
- 2024年4月 ～ 取組を見直し、社員から出た要望等から独自のワークライフバランスを充実させる取組の検討を行う。